

取引先の突然の倒産！ まさかのときの資金調達先は 準備してありますか？

経営セーフティ共済に加入し、
掛金を積み立てておけば…

万が一取引先が倒産した場合、回収困難となった
売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。

自社のリスク
マネジメントの
ひとつとして
お考えください。

- 「取引先の倒産」と「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行
- 当面の資金繰りに役立ち、自社と
社員を守れます。

ポイント

1. 掛金は月額5千円～20万円(5千円単位)の範囲で自由に選択できます。
2. 掛金は税法上、損金(法人)もしくは必要経費(個人事業)に算入できます。
3. 解約はいつでも可能です。(12ヶ月未満は掛捨てです)
4. もし、取引先が倒産した場合、掛金の積立金の10倍の範囲内(最高8000万円)で被害額相当の貸付けが受けられます。
5. 共済金の借入条件は、無担保、無保証人です。(最初の6ヶ月は据え置き)元金均等返済。ただし、共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、他の加入者が利用する貸付金の原資として充てられます。
6. 取引先の倒産とは、私的整理の一部・法的整理の申立て・銀行取引停止処分をいいます。(夜逃げは含まれません。)
7. 「中小企業倒産防止共済法」に基づき運営されています。

取扱機関名

函館東商工会 本所 0138-83-3221
南茅部支所 0138-25-3407

制度の運営機関

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
TEL 050-5541-7171(共済相談室)
URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>